

福岡市新技術紹介制度 申請様式 記入要領

申請様式の記入にあたっては、以下の要領を参考にしてください。

【様式1 関連】

申請者の押印は不要です。

【様式2、3 共通】

水色セル 内に必要事項の記入をお願いします。（※詳細は下記説明を参照のこと）

【様式2 記入事項】

○区分	新製品・新工法の別を記入してください
○新技術名称	名称（製品・工法名）を入力してください。
○副題	副題を入力してください。 ※新技術のイメージがわかるような表現としてください。
○開発年月	開発した年月を記入してください。
○概要	技術概要（特徴、用途、施工方法、導入効果、適用条件等）を簡潔に箇条書きしてください。
○適用工事	新製品・新工法の主たる適用工事を選択してください。 ※複数適用工事がある場合は最大3つまで選択可能です。
○活用の効果	活用効果について、各項目の評価を従来技術と比較して記入してください。 なお、コスト・工期・耐用年数等で具体的な数値（%）を記入する際には、根拠となる資料を添付してください。 ※根拠資料については様式等の定めはありません。 パンフレットや、各社にて作成された資料等で結構です。
○製品単価	新製品について、単価採用方法を選択してください。 製品に複数の規格がある場合は、代表的なものを3つまで記入し、書ききれないものについては、別添で資料を添付してください。 なお、比較できる従来品・規格品がある場合は参考として記入してください。
○施工単価	新工法について、歩掛の有無を選択してください。 歩掛がある場合は記入欄に収まる程度に簡潔に記し、詳細については、別紙資料として添付してください。 なお、比較できる従来工法がある場合は参考として記入してください。
○特許 实用新案	特許・実用新案の取得および出願状況を選択してください。
○NETISなどの 登録及び公的機 関による証明	「NETIS」などの登録や公的機関の制度による証明等がある場合は、概要情報（制度名、番号、登録等年月日・機関・範囲）を記入してください。 ※複数の登録・証明がある場合は、2つまでの範囲で記入してください。
○参考資料	新製品・新工法の採用にあたり参考となる資料があれば記入し、別途資料を添付してください。
○申請企業情報	新製品・新工法の問合せ先を含む申請企業の情報を記入してください。 ※この情報はそのまま市の全庁OA上に掲載されますので、詳細について対応できる連絡先を記入してください。
○開発企業情報	新製品・新工法の開発企業の情報を記入してください。 ※開発企業と申請企業が同一の場合も、各情報を記入してください。

【様式3 記入事項】

○施工実績	当該技術に関する、市内・市外の施工実績件数を記入し、代表的な実績の概要（発注者、工期、工事名、請負者）を記入してください。
○写真等	新製品・新工法を活用した工事の事例写真や、性能を説明する図表等を貼り付けて下欄に説明書きを記入してください。 ※容量の関係上、貼り付けるファイルは、なるべくデータのサイズを小さくするよう工夫してください。

福岡市新技術紹介制度 申請にあたっての注意事項

申請にあたっては、以下の注意事項を確認してください。

1 対象

本制度において紹介する対象の新技術(新製品・新工法)は、従来製品・従来工法と比較して、以下のいずれかの効果が期待できるものとします。

- 1 導入時コストの縮減(製品・工法単価が安価)
- 2 時間的コストの縮減(施工性の向上等に伴う必要工期の短縮)
- 3 ライフサイクルコストの縮減(品質の向上等による維持管理費の縮減)
- 4 社会的コストの縮減(環境負荷の低減, 景観美観の向上, 安全性の向上) 等

2 申請方法

新技術紹介までの流れは以下のとおりです。

①申請者は福岡市HPより、申請書のExcelファイルをダウンロードしてください。

【ダウンロードの流れ】

福岡市ホームページ

> 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 新技術情報の登録申請について

URL : http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/new_01.html



②申請者は申請書に**必要事項を入力**(「記入要領」参照)し、必要に応じて申請内容が確認できるカタログ等(電子データ可)をそえて、財政局技術監理課に事前連絡後、「6 申請先」へ**電子メール**(**直接持参、郵送も可**)により提出してください。

※添付ファイルの容量が14MB以上となる電子メールは受信できないため、データ容量が大きくなる場合は事前にご相談ください。



③市が申請書の内容に関して確認します。



④福岡市のイントラネットである「全庁OA」の「技監のひろば」で紹介します。

※本市職員のみ閲覧可

※**福岡市ホームページ**へ掲載する情報は、登録されている新技術の名称等の一覧表のみとし、**詳細情報(様式2、3)の掲載は行いません**ので、ご了承ください。

3 情報の変更・取消

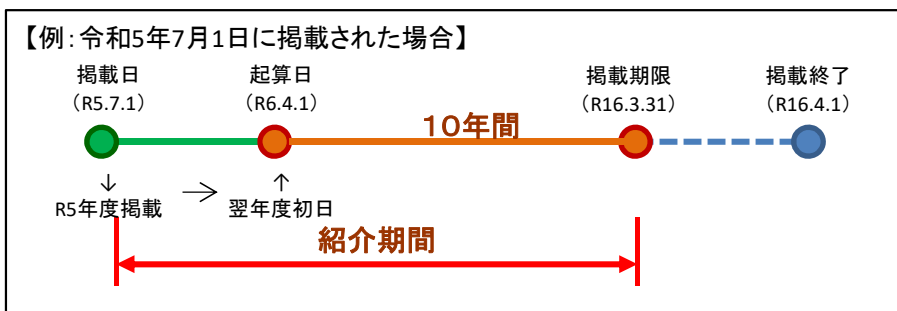
申請者は、申請した情報に変更が生じた場合には、すみやかに**変更申請**を行ってください。
変更申請の手続きは、「**2 申請方法**」の流れに従い、**全ての様式を提出**してください。
なお、次のとき、市は紹介を取り消すことができますこととします。

- ①申請内容に虚偽があったとき。
- ②紹介する新技術に欠陥が認められ、使用が適当でないと判断されるとき。
- ③紹介する新技術が広く普及、定着したと判断されるとき。
- ④新製品が製造されなくなったとき、または新工法が使用されなくなったとき。
- ⑤申請者より取り消しの申し出があったとき。

4 紹介期間

新技術紹介制度の掲載期限は、「全庁OA」に掲載された日の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までとします。

なお、**同一製品・工法**についての**再申請登録は認めません**。



5 紹介情報等の責任の所在

市が紹介する情報については、以下の点に留意してください。

- ①この制度は公共工事における新技術の活用を促進するために紹介を行うものであり、市が**内容に関する認証及び優先的利用等の保証を行うものではありません**。
そのため、申請者は**カタログやホームページ等において、本市紹介制度に登録している旨の記載を行うことはできません**。
- ②紹介技術の情報に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は申請者が対応するものとします。

6 申請先

福岡市 財政局 技術監理部 技術監理課

住 所：〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

電 話：092-711-4844

F A X：092-733-5767

E-mail：gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp